広島市食品ロスの削減の推進に関する条例(仮称)素案の構成

- 1 前文
- 2 目的(第1条)
- 3 定義(第2条)
- 4 本市の責務(第3条)
- 5 事業者の責務(第4条)
- 6 消費者の役割(第5条)
- 7 関係者相互の連携及び協力(第6条)
- 8 食品ロス削減推進計画(第7条)
- 9 普及啓発、教育及び学習の振興等(第8条)
- 10 食品関連事業者等の取組に対する支援(第9条)
- 11 表彰(第10条)
- 12 実態調査等(第11条)
- 13 未利用食品等を提供するための活動の支援等(第12条)
- 14 食品廃棄物の再生利用の促進(第13条)
- 15 推進体制の整備(第14条)
- 16 財政上の措置(第15条)
- 17 食品関連事業者及び農林漁業者の取組(第16条)
- 18 施行期日、経過措置、関係附属機関(広島市廃棄物処理事業審議会)に係る条例改正及び検討(見直し)条項(附則)

条例の目的・ 用語の定義

関係する各主体に ス 食品 に の 削減の ため に の 削減の ため い う き とい う で で 、 そ で 、 そ と 制 等 と れ ぞ に で 、 そ 割 義 務 を 課 す は 努 力 義 務 を 課 す も の

本市に対して、 食品ロスの削減の ために必要となる 具体的な義務を課 すもの